

		の整理																		
三	県が設立する他の独立行政法人に係る事務のうちに掲げるもの	1 鳥取県が独立行政法人の業務運営並びに事務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）第7条の規定による同規則の施行に関し必要な事項の決定																		
財 源 確 保 室	一 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和三十九年鳥取県規則第27号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による公有財産の取得、管理及び処分に係る事務手続の総括及び調整																		
	二 鳥取県宿舍管理規則（昭和三十七年鳥取県規則第24号）に基づく知事の権限に属する事務	2 同規則第2条の規定による公有財産の増減高又は残存高に基づいての仕舞長への通知																		
二	鳥取県宿舍管理規則（昭和三十七年鳥取県規則第24号）に基づく知事の権限に属する事務	1 宿舍に係る事務 （一）同規則第1条第11項又は第2項の規定による宿舍又は構内事務に係る貸付の決定 （二）（一）以外のもの （1）鳥取市に所在する宿舍に係るもの （2）東京圏に所在する宿舍に係るもの （3）大塚圏に所在する宿舍に係るもの （4）倉吉市に所在する宿舍に係るもの （5）米子市及び境港市に所在する宿舍に係るもの （6）日野町に所在する宿舍に係るもの																		東京本部長 関西本部長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
三	その他の事務	1 未利用財産（財源確保室が所管するものに限る）の管理に関する事務 （一）除算等調整内管理に係るもの （1）中部総合事務所の所管区域に係るもの （2）西部総合事務所の所管区域に係るもの （3）日野総合事務所の所管区域に係るもの （4）（1）から（3）まで以外のもの （二）普通財産の貸付け （1）貸付に係る期間が1年を超えないもの（当該期間が通算して1年を超えることとなる更新を行う場合を除く。） イ 中部総合事務所の所管区域に係るもの ロ 西部総合事務所の所管区																		中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長

		域に係るもの 八 日事総合事 務所の所管区 域に係るもの (2) (1)以外の もの																	
自治 研 修 所	一 その他の 事務	1 補助金及び会計に 関する事務 (一) 自治研修所長 の名において処理 することが適当で あり、総務部長が 別に定めるもの																	
		2 庁舎管理に関する 事務(自治研修所の 庁舎又は構内におけ るものに限る。) (一) 鳥取県庁内取 締に関する規則に 基づく知事の権限 に属する事務のう ち次に掲げるもの (1) 同規則第3 条第1項の規定 による物品販売 等の許可 (2) 同規則第6 条の規定による 必要な措置の命 令 (二) 県有建物に関 する広告物掲出規 則に基づき知事 の権限に属する事 務のうち次に掲げ るもの (1) 同規則第1 条の規定による 広告物の表示又 はこれに関する 物件の設置の許 可 (2) 同規則第5 条ただし書の規 定による(1)の 許可の取消し (三) 鳥取県県有地 等における自動車 の放置に対する措 置に関する条例に 基づく知事の権限 に属する事務のう ち次に掲げるもの (1) 同条例第4 条第1項の規定 による放置自動 車の状況等の調 査及び警告書の はり付け (2) 同条例第4 条第2項の規定 による警察署へ の通報 (3) 同条例第4 条第3項の規定 による違反の解 錠及び車内の調 査 (4) 同条例第5 条第1項の規定 による放置自動 車の移動及び保 管 (5) 同条例第5 条第2項の規定 による移動の際 の通知及びその旨 の公示 (6) 同条例第6 条第1項の規定 による放置自動 車の撤去等の勸 告 (7) 同条例第6																	

